

インターンシップコーディネーター取扱要綱

奈良県立教育研究所

第1 (目的)

この要綱は、嘱託職員取扱要綱（昭和63年4月教総第43号教育長通知）の規定にかかわらず、奈良県内の公立学校（以下「学校」という。）におけるキャリア教育の充実を図るため、関係機関等と連携して学校を支援することを目的として設置する奈良県立教育研究所キャリアサポートセンター（以下「キャリアサポートセンター」という。）に設置するインターンシップコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の任免、報酬その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 (身分)

コーディネーターの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

第3 (任用及び身分取扱等)

- 1 次の各号のいずれにも該当する者のうちから、キャリアサポートセンター業務を委嘱することが適当と認められるものをコーディネーターとして、奈良県教育委員会が任命する。
 - (1) 法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
 - (2) 心身ともに健康な者
 - (3) 普通自動車の免許を有する者
- 2 任用期間は、任命の日からその日の属する年度の末日までとし、前項第2号に定める限度内で再任を妨げない。
- 3 コーディネーターは、キャリアサポートセンターに所属するものとする。

第4 (報酬・通勤報償費及び費用弁償)

- 1 コーディネーターには、報酬・通勤報償費及び費用弁償を支給する。
- 2 報酬の額は、時間額2,030円とする。
- 3 報酬の支給方法は、毎月1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）の分の全額を、その翌月の10日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日を支給日とする。
- 4 通勤報償費は、コーディネーターの通勤の事情等を考慮して別に定める。
- 5 コーディネーターが、その職務のため旅行した場合に支給する費用弁償については、委員会の委員その他特別の職員の給与等に関する条例（昭和31年10月奈良県条例39号）に定めるところによる。

第5 (勤務時間)

- 1 コーディネーターの勤務時間は、1週間当たり15時間を限度として、1日について7時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振る。
- 2 コーディネーターの休憩時間は、前項の勤務時間の割り振りに応じて所属長が定める。

第6 (休暇)

- 1 コーディネーターの有給休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇及び同法第7条に規定する公民権行使のための休暇とする。
- 2 前項に規定する年次有給休暇の日数は、労働基準法及び労働基準法関係法令の定める基準に基づき付与する。
- 3 前2項に規定する年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

第7 (服務)

- 1 コーディネーターは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
- 2 コーディネーターは、その職務の信用を傷つけ、又職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第8 (職務)

コーディネーターは、学校の児童生徒や地元関係機関等に対して以下の業務を行う。

- (1) 児童生徒の地元企業に対する理解の促進に関すること。
- (2) 学校と地域社会・地元企業等の接続を図った奈良県独自のインターンシップの推進に関すること。
- (3) 職場見学、職場体験、インターンシップ（有給インターンシップ含む）の受入先としての地元企業の開拓及び学校と企業等とのマッチングに関すること。
- (4) 地元企業の職業人による児童生徒への講話及び教職員研修に関すること。
- (5) 地元企業の情報収集及び学校等への情報提供に関すること。
- (6) 高等学校等における地元企業への就労支援等に関すること。

第9 (分限及び懲戒)

- 1 コーディネーターは、次の各号の一に該当する場合は、解雇する。
 - (1) コーディネーターとして能力又は適性を著しく欠く場合
 - (2) 精神又は身体に著しい障害があり、職務の遂行に支障がある場合
 - (3) 第7に規定する義務に違反し、その違反の程度が著しい場合
- 2 コーディネーターの分限及び懲戒は、前項に定めるもののほか、一般職の常勤職員の例によるものとする。

第10 (公務災害等の補償)

コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月奈良県条例第15号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

第11 (社会保険等)

社会保険等の加入については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるところによる。

第12 (その他)

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項、又はこの要綱により難い事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

奈良県立高等学校における有給によるインターンシップ（試行）実施要項

奈良県教育委員会

1 目的

この要項は、奈良県立高等学校の生徒に対して、主体的な職業選択や高い職業意識の育成を図るため、県内事業所及び公的機関（以下「事業所等」という。）において有給によるインターンシップ（試行）を実施する際の必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象者

奈良県立高等学校に在籍する生徒を対象とする。

3 コーディネート機関

有給によるインターンシップの実施に係る、募集及び実習生の決定、連絡調整等については、奈良県立教育研究所キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）が行うこととする。

4 実施場所

有給によるインターンシップの受入れを承諾した事業所等で実施する。

5 実施時期及び期間

有給によるインターンシップの実施時期及び期間は、センターが各学校の事情に応じ、事業所等と協議して決定する。

なお、有給によるインターンシップを実施する前に、3日間の有給によらないインターンシップを実施することとする。

6 募集

センターは、事業所等から提出される募集情報に基づき、各学校に情報を提供し、有給によるインターンシップ参加生徒（以下「実習生」という。）を募集する。

7 応募及び決定等

実習生の応募及び決定は、次により行う。

- (1) 有給によるインターンシップ希望生徒は、在籍する高等学校を通じて、申込みをセンターに行う。
- (2) センターは、応募のあった者から受入可能な定員の範囲内で実習生を決定し、高等学校及び事業所等に通知する。
- (3) センターは、有給によらないインターンシップの実施後に、実習生が有給によるインターンシップを行うか意思を確認する。
- (4) センターは、事業所等とも協議した上で、最終的に実習生を決定し、高等学校、事業所等、保護者及び実習生に通知する。

8 実施方法等

有給によるインターンシップは、原則として次により実施する。

- (1) 実習時間は、受入事業所等の勤務時間に準ずるものとし、センターが受入事業所等と協議して決定する。
- (2) 受入事業所等は、有給によるインターンシップの責任者を任命し、実習生の安全を確保し、適宜助言・指導を行う。

9 雇用契約

実習生は、有給によるインターンシップを行う場合、受入事業所等との間に雇用契約を締結する。

10 保険への加入

有給によるインターンシップを行う場合、実習生及び受入事業所等は、労災保険に加入する他、雇用形態に基づく各種法令上の手続きを行う。ただし、有給によらないインターンシップの期間については、在籍する高等学校の責任において、「インターンシップ・ボランティア活動賠償責任保険」などの保険に加入させることとする。

11 賃金等

賃金は、受入事業所等が定める。ただし、その額は、受入時点における奈良県の最低賃金を遵守する。

12 秘密の保持

実習生は、有給によるインターンシップにおいて知り得た一切の秘密情報を他に漏えいしてはいけない。また、終了後も同様とする。

13 実習日誌の提出

実習生は、有給によるインターンシップ、有給によらないインターンシップにかかわらず、実習日誌を記入し、受入事業所等の責任者の確認を得ることとする。また、有給によるインターンシップ終了後に、実習生は、全ての実習日誌を在籍する高等学校に提出する。

高等学校は、実習日誌の写しをセンターに送付する。

14 その他

この要項に定めるもののほか、有給によるインターンシップの実施について必要な事項は、関係者の協議によって定める。